

公示

奄美医療生活協同組合では睡眠組合員管理規約に基づき毎年不明組合員（連絡のとれない組合員）の調査を行っています。医療生協の組合員で、転居等で2年にわたり生協と連絡のとれない組合員を、毎年「睡眠組合員」として認定しています。

更に睡眠組合員と認定された者でその期間が1年以上経過した者を自由脱退の対象者（以下「対象者」という。）としています。

つきましては、定款第10条3の規定及び睡眠組合員管理規約（以下規約と略す）第9条の規定により、2014年度に睡眠組合員に認定された方について自由脱退の処理を行いますので下記のように公示いたします。

記

自由脱退の手続きを行う予定日 2017年1月31日

尚、上記予定日までに住所等がわかった場合は対象者から除き、規約第6条第3項又は第7条の手続きを行います。

以上

2016年11月1日

奄美医療生活協同組合